

見附駅周辺整備事業（後期計画）基本設計業務委託 特記仕様書

総 則

（適用範囲）

第1条 この特記仕様書は、新潟県土木部設計及び解析業務委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という）第1102条14でいう特記仕様書で、「見附駅周辺整備事業（後期計画）基本設計業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

（目 的）

第2条 本業務は、JR 信越本線見附駅周辺の整備を目的とし、見附駅周辺整備基本計画を基に、必要に応じて東日本旅客鉄道株式会社などの関係機関との協議を踏まえながら、後期計画で予定している駅周辺施設の再整備に係る基本設計を行うことを目的とするものである。

（通 則）

第3条 受託者は、下記の書類を契約後遅滞なく委託者に提出しなければならない。

（1）業務計画書（2）組織表（3）工程表（4）その他、委託者が指定するもの。

前項の提出書類について、委託者が不相当と認め受託者に協議したときは、受託者は修正に応じなければならない。

（資料の貸与及び返還）

第4条 委託者は、本業務に必要な資料及び図面等を乙に貸与するものとする。

2 受託者は貸与資料を紛失、破損しないよう保管管理するとともに、委託者の承諾を得ないで他に公表、貸与してはならない。

3 本業務完了後、受託者は速やかに、貸与された資料を委託者に返還すること。

（管理技術者）

第5条 標準仕様書第1107条3項で規定する技術士は、下記の資格を保持する技術士あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

- （1）技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設）
- （2）技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）
- （3）RCCM（専門技術部門：道路部門）
- （4）RCCM（専門技術部門：都市計画及び地方計画部門）

(照査技術者)

第6条 受託者は、標準仕様書第1108条1項で規定する照査技術者を定めるものとする。また、2項で規定する技術士は、下記の資格を保持する技術士あるいはRCCMとする。なお、同等の能力と経験を有する技術者とは、管理技術者に準じる。

- (1) 技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設）
- (2) 技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）
- (3) RCCM（専門技術部門：道路部門）
- (4) RCCM（専門技術部門：都市計画及び地方計画部門）

(担当技術者)

第7条 受託者は、標準仕様書第1109条1項で規定する担当技術者を定めるものとし、下記に示す技術者を配置すること。

(1) 都市デザイン技術者

駅前広場の都市デザインに係る業務を行う者とし、以下のいずれかの資格を有すること。

- ・一級建築士
- ・登録ランドスケープアーキテクト
- ・認定都市プランナー

(2) 土木設計技術者

駅前広場の交通施設などの土木設計に係る業務を行う者とし、以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設）
- ・技術士（建設部門 選択科目：道路または都市及び地方計画）
- ・RCCM（専門技術部門：道路または都市計画及び地方計画）

(業務カルテ)

第8条 受託者は、業務カルテを作成し、標準仕様書第1110条3項で規定する手続きを実施しなければならない。

(疑義)

第9条 受託者は、本仕様書及び設計書等に疑義が生じた場合は、ただちに委託者と十分な協議を行い、その指示に従わなければならない。

業 務 内 容

(使用する技術基準等)

第10条 最新の技術基準及び参考図書には、標準仕様書に示す「主要技術基準及び参考図書」を含むものとする。

(業務内容)

第11条 本業務の内容は、下記によるものとする。

- (1) 西口駅前広場基本設計
- (2) 西口歩行者通路上屋（シェルター）及び駐輪場基本設計
- (3) 東口歩行者通路上屋（シェルター）基本設計
- (4) 東口駅前芝生交流広場基本設計
- (5) 地下通路改修基本設計
- (6) 公民連携による見附駅周辺地区マネジメント方策検討
- (7) 打合せ・協議
- (8) 西口駅前広場測量

※業務内容については別紙「数量計算書」を参照のこと。

※原則、後期計画のデザインは前期計画のデザインを踏襲するものとする。デザインを変更する場合は、前期計画と統一感があるものとする。必要に応じて前期計画の設計者に意見を求めること。

(打合せ)

第12条 打合せは下記の区切りにおいて行うものとする。

- ・着手時 1回
- ・中間時 5回程度（必要に応じ実施）
- ・成果品納入時 1回

なお、打合せ協議は「業務着手時」「中間」「完了時」に行うものとし、「業務着手時」および「完了時」には管理技術者が立会うものとする。但し、双方で協議し不要と判断した場合は省略することができる。

(成果品)

第13条 提出する成果品は下記のとおりとする。

- ・報告書 A4版 2部
- ・縮小図 A3版 2部
- ・その他、業務上作成した図表及び資料 1式

※ 報告書等の資料については、データを電子化（PDF等）し、CD等により合わせて提出するものとする。

(成果品の所有)

第14条 本業務の成果品は全て委託者の所有とし、委託者の承諾を得ないで外部に公表、貸与、使用してはならない。

西口広場測量 数量計算書

工種 種別 細別	規 格	計 算 式	算出 数量	設計 数量	単位
西口広場測量					
3級基準点測量					
作業計画		1	1.0	1	式
選点		1	1.0	1	式
観測		1	1.0	1	式
計算整理		1	1.0	1	式
4級基準点測量					
作業計画		1	1.0	1	式
選点		1	1.0	1	式
観測		1	1.0	1	式
計算整理		1	1.0	1	式
4級水準測量					
作業計画		1	1.0	1	式
選点		1	1.0	1	式
観測		1	1.0	1	式
計算整理		1	1.0	1	式
現地測量1/500					
作業計画		1	1.0	1	式
細部測量		1	1.0	1	式
数値編集		1	1.0	1	式
数値地形図データ ファイルの作成		1	1.0	1	式